

25 環審第 1 号  
平成 26 年 1 月 15 日

恵那市長 可知義明 様

恵那市環境審議会  
会長 多賀 康訓

中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価準備書に対する  
意見（案）について（答申）

平成 26 年 1 月 10 日付け水環第 20753 号で当審議会を開催し慎重に審議した  
結果、別添のとおり追加し、意見を付し答申する。

記

#### 付帶意見

意見（案）については、追加し、承認する。  
なお、リニア中央新幹線についての環境保全、建設に伴う諸問題、開業後の  
公害等についての行政窓口の設置を求める。

## 中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価準備書に係る意見（案）

### 《統括的事項》

1. 路線やその他付帯施設の位置について示されてはいるが、具体的な断面図、非常口から軌道までのルート、発生土の運搬ルートや仮置き場、発生土処分先と処分方法等が示されない状況での環境影響の判断はできないので、公表すること。
2. 構造物の断面図、トンネル区間の断面図・縦断図を公表すること。
3. 大気汚染・騒音・振動・微気圧波・水・土壤等の定期的な測定、結果の公表を行い、渴水等の事故が発生した場合には、速やかに復旧措置を講じ、事業者の責任において恒久的に対応すること。
4. 環境影響評価の範囲外であっても工事、鉄道施設の原因により環境への影響が認められた場合は、事業者の責任において恒久的に対応すること。
5. 周辺環境や住民生活に影響・支障が出ないよう、地域住民の声に真摯に対応し、騒音等の環境基準にとらわれることなく、事業者の責任において、万全の環境保全対策を講ずること。特に工事期間及び列車走行時におけるトンネル口（坑口）や非常口周辺の騒音、振動、微気圧波等については、周囲の生活環境に特段の配慮の上、事業者の責任において、万全の環境保全対策を講ずること。
6. 工事及び工事に伴う車両が通行するにあたっては、周辺の良好な生活環境(大気環境、水環境、土壤環境等)の保全に努め、環境基準にとらわれることなく、できる限り低減する策を講ずること。
7. 環境影響評価準備書では、列車単線の値が示されているが、すれ違い時の騒音・振動・微気圧波・磁界の値も公表すること。
8. 大井町野尻野畠地区について、騒音・振動・微気圧波・磁界等も予測を行うこと。
9. 大井町野尻野畠地区については、トンネル部となっているが、この評価方法では検討できない。改めて明かり部として評価すること。
10. トンネル区間の深さごとの騒音・振動・微気圧波・磁界の予測値を公表すること。
11. 動植物・景観に配慮した環境施設帯を設置すること。

### 《個別事項》

#### 【対象事業及び路線】

12. 岐阜県駅から恵那市大井町の市道奥戸前田線交差部までの間が地上部の計画になっているが、途中に高い山林を通過する路線計画となっている。計画の詳細を公表すること。
13. 非常口の位置は示されているものの、非常口から軌道までのルート及び深さが示されておらず、影響が判断できないため、公表すること。
14. 恵那市においては、トンネル部ながら土被りが少ない地点が多く見受けられる。地域内の道路が寸断されないよう、トンネル部を地表に出さない等の対策を講ずること。
15. 高架橋区間のフード設置部分は地表からの高さについて断面図を公表すること。

16. 「活断層は回避、もしくは通過延長ができる限り短くし」とあるが、通過ルート上には恵那市を南北に走る赤河断層、権現山断層があり、地下トンネル掘削に伴う地形に及ぼす影響と地震に対する影響について、詳細な評価と対応策を公表すること。

#### 【鉄道施設】

17. 実験線の非常口から大量の埃が噴煙となって排出されているのを目撃している。周辺の人家への影響を考慮し、非常口の設計を示すとともに原因を公表し、その対応策を講ずること。

18. 非常口は、避難口としての機能に限らず、災害時における一時的な避難所としての機能を備えているか具体的に公表すること。

#### 【災害】

19. 工事中、運行時における地震、異常豪雨（出水）等の自然災害、車両事故（故障、火災）等について、事業者の責任において、万全の対策を講ずるとともに、乗客の避難ルート、避難所、非常食の確保等の防災（避難）計画を関係自治体と十分協議し、対策を講ずること。

#### 【大気環境】

20. 「資材及び機械の運搬に用いる車両の運行ルートの変更で二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できる。」とあるが、実際の運行ルートを具体的に公表すること。

21. 「工事の平準化により資材及び機械の運搬に用いる車両が集中しないことで、粉じん等の局地的な発生を低減できる。」とあるが、工事計画とあわせて具体的に公表するとともに平準化を確実に実施すること。

#### 【騒音】

22. 明かり部での騒音について、防音壁では、音の発生源である中央新幹線ルートの用地幅（22m）を越えた地点で「新幹線鉄道騒音に係る環境基準」を下回ることはできないと予測されている。それについて土地利用対策や個別家屋対策なども含めて総合的な対策を実施するとされているが、良好な環境を保全するためには用地幅（22m）を越えた全地点、全地域で環境基準を超えないことが必要である。そのため、騒音対策として市内明かり部全線について防音・防災フードを施工すること。

23. 騒音における環境保全対策のうち「⑥沿線の土地利用対策」については、実施主体が事業者以外となっているので、事業者の行う環境保全措置のみで評価を行うこと。

24. 土砂運搬車両の走行ルートについても具体的に公表すること。

25. 列車走行時の騒音について、地域の居住環境を勘案し、環境基準にとらわれることなくできる限り低減するとともに、騒音の事後調査を実施し、基準値を超えている時は必要な対策を講ずること。

### **【振動】**

26. 工事の振動に起因する建物等の損害等について、事前調査を行うこと。

### **【微気圧波】**

27. 良好的な環境を保全するためには用地幅（22m）を越えた全地点で環境基準を超えないことが必要である。そのため、微気圧波対策として市内明かり部全線について防音・防災フードを施工すること。

### **【水質】**

28. トンネル掘削など土木工事時における土砂流出や、雨水集中による近隣住家等への被害防止策を講ずること。
29. トンネル出口周辺や高架橋の構造が、雨水集中による近隣の道路や住家への影響を及ぼさない鉄道施設とし、雨水集中を緩和し安全に河川等に排水できる付帯設備の設置等の策を講ずること。
30. 自然由来の重金属等について、工事着手前に水質検査を実施し、その結果を公表するとともに、環境基準を超過している場合の対応について対策を講じること。

### **【水資源】**

31. 予定路線が河川や農業用排水を横断する箇所があるので、自然流下を基本として箇所ごとの施工方法について管理者と十分協議を行うこと。
32. 地下水の影響範囲が示されているが、影響範囲をボーリングデータとリンクさせるとともに、工事着手前に影響範囲内の水資源に関する事前調査を全箇所実施すること。工事中及び工事完了後も全箇所測定を行うとともにその結果を公表し、減水等が有った場合には直ちに応急措置、恒久対策を事業者の責任において実施すること。

### **【土壤汚染】**

33. 建設発生土の土質チェック方法（頻度や検査方法、検査体制など）を明らかにし、その結果を公表すること。
34. 汚染された建設発生土が発見された場合は、その事実をすみやかに公表するとともに、「関係法令等に基づき適切に処理・処分する」としているが、その具体的な方法を例示すること。

### **【日照阻害】**

35. 限度時間を超える日照阻害が生じることとなっているが、具体的に被害が生じ、補償の対象となる農作物や農地及び住宅戸数等を公表すること。

### **【電波障害】**

36. 鉄道施設による電波障害の範囲について具体的に区域を公表するとともに、車両の

走行による影響の有無についても公表すること。

### 【磁界】

37. 4m離れた地点での値が示されているが、恵那市内では半地下の場所も想定され、緩衝帯の4mを確保できない箇所も有るよう疑われる。対応方法を公表すること。

### 【動物・植物・生態系】

38. 「動物・植物・生態系での工事による改変ができるだけ小さくすることで回避又は低減できる。」とあるが、改変され回避できない場合の具体的な対策を公表すること。
39. 当地域には、重要湿地もあり、また、絶滅危惧・准絶滅危惧種も生息している。阿木川から愛知県境までのトンネル部であるが、湿地等について文献、現地調査を実施しているが、代表的なものだけではなく、すべてについて詳細調査を実施し、分布図、配置図、種類等について公表するとともに保全対策を講ずること。
40. 動植物への影響について、公表するとともに、保全対策を講ずること。

### 【景観】

41. 景観への影響で、「改変区域を小さくすることや、構造物の形状の配慮の環境保全措置を徹底することで景観等への影響を回避・低減できる」とあるが、どのような対策を行うのか具体的に例示すること。
42. 地域景観との調和で高架橋の防音・防災フード設置部は、恵那市の景観条例を踏まえ、地域住民の景観形成に対する意見を尊重し、通過地域の景観と整合する工夫を講ずること。

### 【廃棄物等】

43. 建設発生土の処分にあたっては、排出先の法手続き等を含め、全て事業者の負担により行うこと。
44. 「発生土の仮置き場での適切な管理で土壤汚染を回避」とあるが、発生量を公表するとともに仮置き場の位置を具体的に公表すること。併せて建設発生土の再利用について、事業内・事業外の再利用の想定量を公表すること。
45. 工事発生土、建設汚泥だけでなく、立木等についても検討を行うとともに立木の除去に伴う環境影響評価を行うこと。立木の除去については、環境負荷軽減の視点から現地における処理・再利用を講ずること。

### 【工事施工】

46. 工事にあたっては、地元住民への事業説明を十分に行うとともに常設の窓口を設け、工事箇所における歩行者及び一般車両の交通と安全を確保するとともに、工事用車両の通行ルートを示し、工事箇所及び通行ルート近隣住民の生活に支障のない計画とすること。

47. 特定建設工事には夜間作業の規定が無いが、夜間作業は行わないこと。建設工事に伴う騒音振動対策技術指針を準拠すること。
48. 既設道路を利用する場合は、歩行者及び一般車両の安全対策を講じ、既設道路の整備について管理者と協議すること。
49. 大井町岡瀬沢、野尻野畑、旭ヶ丘、武並町藤地区における工事、構造及び工事方法を公表するとともに、周辺地域の生活道路、生活環境に配慮した施工を行うこと。
50. 工事期間中においても既設の用水路、排水路の切り分けを行い、防災施設を設置し、工事に伴う濁水が田畠や池へ流入をしないよう十分な対策を講じること。